

ISSN 1341-0555

オセアニア教育研究

Journal of Oceanian Education Studies

第4号

1997年12月

オセアニア教育研究会

Society for Oceanian Education Studies

§ 目次 §

【研究論文】

オーストラリアの教育政策の特色 —わが国への示唆を中心に—	
	笹森 健 …………… 1
オーストラリアにおける日本語教育と中国語教育	
	柴田 有喬 …………… 13
少数民族の文化の維持と学校教育 —オーストラリア・アボリジニ族と ケニア・マサイ族を例に—	
	上野千奈美 …………… 21

【現場報告】

アボリジナルアートの都 —躍動するダーウィン—	
	田村 加代 …………… 31
オセアニア教育研究会活動報告	…………… 36
オセアニア教育研究会会則	…………… 37
『オセアニア教育研究』執筆要領	…………… 39

はじめに

世界の三極構造の形成が進行しているといわれる今日、アジア・太平洋地域は政治、経済、文化など種々の分野で注目されてきている。アジア地域でのタイ、インドシナ、シンガポール、マレーシアの目を見張る経済発展、旧香港を統治下に入れた中国、更には韓国の東南アジア諸国への進出など、この地域の変貌は近年特に加速されている。一方、太平洋地域のニュージーランドは大胆な行財政改革を断行し、先日同国を訪れた橋本首相もその改革の方法を手本としたいとボルジャー首相との会談で述べたことは記憶に新しい。この状況の中で、太平洋地域の最大の国であるオーストラリアは、アジアに目を向けた路線を明確にしつつ独自の方策を展開している。（ただ、オーストラリアのアジア重視の政策は、前回の選挙で政権の座についたハワード首相のもとで微妙に変化をみせているが）中でも、教育に関する諸政策は注目すべきものがみられ、最近では世界的にも注目されているものもある。

そこで本稿では、オーストラリアで実施されている種々の教育政策について明らかにし、それらがわが国の教育に与える示唆について考察するのが目的である。もちろん、オーストラリアとわが国は歴史、文化、慣習、政治体制など多くの面で相違があり、即座にはその政策をそのまま導入することは無理であることは十分承知しているが、わが国としてその基本的な考え方や方向性について検討することは一定の意義が認められると考える。

従来わが国の教育学研究の対象の中心は欧米であり、この傾向は現在でも根強くみられるが、世界的な人口移動やその結果生まれてきている多民族国家の出現は、これまでの教育学研究のあり方を大きく変えようとしてきている。その対象の中心となるのがアジア・太平洋地域であり、この地域の教育研究を蔑ろにしてきたわが国にとり早急に研究の進展が望まれるところである。本稿では、この観点から多民族国家の典型でもあり、かつ独自の教育政策を展開して注目されているオーストラリアを対象に考察をすすめる。

18世紀に英国の流刑地として出発したオーストラリアは、宗主国英国の近代教育制度を受容してきた中で、国土の広さや人口規模など英国とは大きな差異があり英国の教育制度とは異なった制度を確立する必要があったことは当然である。そこから自国の地理的、民族的な特殊性のもとで国家固有の教育システムを構築して今日に至っている。これらは実際の教育政策の策定や教育実践に色濃く反映されており、オーストラリア教育の特殊性あるいは伝統を形成してきている。そこで、これらの中から主な施策について考察し、わが国に対する示唆を得たい。

1. 先住民を政策の企画・立案に参画させた教育政策

国連の資料（1993年）によれば、先住民は世界全体で223民族いるとし、北アメリカ大陸に74民族、南アメリカ大陸に57民族、アジア大陸に46民族、アフリカ大陸に22民族、オセアニアに24民族が存在するという¹⁾。しかし、彼らを抱える世界各国は先住民の人権や社会的地位の向上、教育の保障という面で、まさに多様であるといわざる得ない現実である。オーストラリアの先住民アボリジニーは、白人が英国から渡来した1788年当時は約34万4千人で約700の種族に分かれていた²⁾。それが1996年の国勢調査では約35万3千人で同国の全人口の約2.0%を占め、主にクイーンズランド州、西オーストラリア州等の北部、及び北部準州に多く住む状況になっている。本来は遊牧民族であるところから西洋文化を積極的に受容することはしない。したがって、他のオーストラリアの人々とは社会的地位などで大きな差のあることが報告されている。例えば、平均寿命が他の人に比べ20年短い、幼児死亡率は3倍高い、さらには失業率は国内平均の4倍、不就学者の数は約11倍などである³⁾。

とはいえ、アボリジニーに対する教育施策は白人の渡来後まもなくの1815年に、彼らの子弟のための寄宿学校をパラマッタ（現在のシドニー近郊）に開校し、男女16人を収容したのに始まる⁴⁾。白人は特に宗教団体が中心となって彼らに手を差し伸べて来た。これ以後のアボリジニーに対する施策は、連邦政府の基盤確立の過程と深い関連を持ちながら推移していった。すなわち、1950年代までの保護・隔離政策、1960年代の同化政策、さらには1970年代以降の自決・自営奨励政策と要約できるが、1970年代以降は、アボリジニーの手により政策決定をさせる方向で現在に至っている。

そこで、1970年代以降の自決・自営奨励政策に関し具体的に考察を深め、わが国の先住民への対応に関し示唆を得たい。1970年代以降の政策は三つの段階に区分することができる。財政面からの援助の時期、組織面からの援助の時期、それに政策策定に参加の時期である。1975年までは、財政面からの援助が行われた時期で、1969年の「アボリジニー学習援助計画」(Aboriginal Study Grants Scheme)及び1970年制定の「アボリジニー中等教育補助金計画」(Aboriginal Secondary Education Grants Scheme)、それにアボリジニーの教員養成機関であるバチェラーカレッジ(Bachelor College)に対する援助があげられる。(以下の計画等の具体的内容についても、拙稿「アボリジニーの教育-教育の保障の視点から-」『オーストラリア研究』第2号(1995)参照。)組織面からの援助としては1975年の「アボリジニー教育協議会」(Aboriginal Educational Consultative Groups-州により名称は異なる)の結成や「全国アボリジニー教育委員会」(National Aboriginal Education Committee-1987年の雇用・教育・訓練省の設置まで成果を挙げた)の設置、1983年の「アボリジニー訓練計画」(Training for Aboriginals Program)の策定、1990年の「全国アボリジニー雇用・教育・訓練省」

(National Aboriginal Committee on Employment, Education and Training)の設置などが挙げられ、積極的な援助が組織の面からもなされた。

政策策定の参加については、1988年のアボリジニー教育政策検討部会(Aboriginal Education Policy Task Force)で国家としてアボリジニー教育政策を策定する必要性を勧告し、これに基づいて「アボリジニー・トーレス海峡島しょ民委員会」(Aboriginal and Torres Strait Islander Commission)設置法案が作成され、翌89年に通過成立し、90年3月より活動を開始した。これは、20人の委員の中17人は地区議会で選出されたアボリジニーで構成され、ここにアボリジニー参加のもとでの教育政策の策定が実現した。この委員会は早速「国家アボリジニー・トーレス海峡島しょ民のための教育政策」(National Aboriginal and Torres Strait Islander Education Policy)を策定し、連邦政府も「アボリジニー教育重点優先計画」(Aboriginal Education Strategic Initiatives Program)を3年計画で作成し、1993年には第2次の3年計画を実施している。これは四つの主要な柱から21の教育目標を設定し、44項目の勧告で成り立ち、これが現在の先住民に対する教育政策の基本となっている。このように、オーストラリアは僅か全人口の約2%しかいない先住民に対しても、まず財政面での援助により就学に関心をもたせ、それを教育機関の設置により積極的に就学させたのである。それも、ただ就学させるのではなく、将来彼らの子弟を教育する教員の養成までも組織的に進めた。さらに、彼ら自身で彼らの子弟の教育施策を検討させる方向を示し、実現させた。その根底には公正・平等な教育機会の保障の理念があり、それが彼らの参加を実現させたのである。

政策段階だけではなく、教育内容の充実も積極的に進めている。例えば北部準州では、1990年に「アボリジニー教育計画」(Aboriginal Education Program)と題する3年計画の教育課程、教育方法、教授計画、施設・設備等の整備計画を出している。同年に出された「アボリジニー学校教育教材計画」(Aboriginal Schools Curriculum Materials Project)も3年計画で、アボリジニーの学校での英語学習、ホームランドセンターでの教育課程、地域教育センター支援の教材、数学、コンピューターでの教育など、教育内容面からの充実をはかった。英語を理解出来ない子供たちに対する言語教育は、1985年から「トレーガーパーク言語計画」(Traeger Park Language Program)のもと、就学前段階から第4学年までの子供に導入した。それは、①はなす(興味ある活動を計画する、ゲストスピーカーを招く、話を劇化し繰り返しやらせる)②言葉の手本を示す(好きな物語を繰り返し読む、活動の記録をビデオや写真に撮る)③思い出させる(お祭りなどを企画し、何を、何故しているのか話させる)④聞かせる(ロールプレイで実生活の中で役割を理解させる)という過程で言語習得と言語認識を図ろうとするもので、この計画は1988年には北部準州だけでなく他の州や海外にも紹介された⁵⁾。

わが国でも、1997年3月21日の閣議決定の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝

統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案」がその後国会を通過し、初めてアイヌを「民族」として位置づけ、日本で初めて国内に複数の民族が存在することを規定した。この観点からすれば、オーストラリア連邦政府や州政府の先住民アボリジニーに対する対応は、現在では積極的に彼らの人権の保障、社会的地位の向上、それに教育の保障を細部にわたり促進してきているといえ、わが国の対応に大きな示唆を与えるものと言えよう。

2. 遠隔地に住む生徒に対する教育保障

わが国の約2.2倍という広大な面積をもち、人口は7分の1であるオーストラリアは、人口密度は一部の地域（各州の州都周辺）を除けばわが国とは比較にならない位小さい。ということは、広大な地域に人々が点在していることを示しているわけで、これら遠隔の地に住む人々に対する教育の保障が重要な政策課題となっており、ここに同国の教育の特色の一つをみることができる。

オーストラリアでは連邦政府が樹立した1901年に、クイーンズランド州で巡回教師によって遠隔地に住む子供に対する教育が始められた⁶⁾。この巡回教師による活動は1932年まで継続されたが、他の州では通信制学校による教育活動が始められていた。すなわち、1916年にビクトリア州、ニューサウスウェールズ州で始められたのに続き各州で開始され、1922年までに全州に広まった。1927年にはクイーンズランド州で航空機による診療活動 (Royal Flying Doctor Service) が開始されたのに伴い、この通信網を利用した教育活動が行われた。

1950年代に入り、遠隔地教育の手段は放送学校 (School of the Air) となった。最初は北部準州 (Northern Territory) のアリススプリングスで1951年に開校された。以後ビクトリア州とタスマニア州を除く各州で開校され、Royal Flying Doctor Service を利用する方式で、放送学校が僻地の子供に対する教育活動を展開した⁷⁾。

ところが1986年、クイーンズランド州で人工衛星を利用した遠隔地教育を開始し、さらに州内8カ所に遠隔地教育センターを設置して、ここを中心に教育の効果を高める体制を確立した⁸⁾。遠隔地教育センターを設置する体制は他の州でも、それぞれ独自の形ではあるが確立した。このように、各州では州の独自性に合わせる形で遠隔地教育が実施されているが、連邦政府も1980年代に相次いで遠隔地教育に関する教育計画や勧告を出している。すなわち、1980年遠隔地教育に関する全国会議が「遠隔地教育の新しい方向」 (New Directions in Rural Education) と題する報告書を出し、僻地での教育振興政策の必要性を訴えた。1982年には連邦政府が「遠隔地教育計画」 (The Country Area Program) を策定し、さらに連邦教育委員会 (Commonwealth Education Commission) は1987年に「オーストラリア遠隔地における学校教育」 (Schooling in Rural Australia) を、同年「国家的関心のもとで」 (In the National Interest) などの報告書を出して、遠隔

地の教育に関する財源配分や中等教育の充実を要請している。

教育内容の開発も各州で積極的に取り組んでいる。例えば、クイーンズランド州では州内を統括する遠隔地教育学校ブリスベンセンターの中にある援助助成部(Support Unit)が中心となって教材の作成をしているが、それ以外に州内にある遠隔地教育センターで独自の教材も開発できる体制である⁹⁾。援助助成部では初等学校の全科及び中等学校の多くの教科の教授や学習材料の開発を継続的に行っているが、センターの敷地内にある日本でいえば大きな体育館のような建物全体に、各教科ごとに分かれて200人以上の専門職員が開発・研究を行っている様子は壮観である。1990年から第6学年から第8学年のドイツ語、イタリア語、フランス語、日本語、中国語、インドネシア語の教材開発を進めており、また、遠隔地教育学校の校長が共同歩調をとることができるネットワーク作りをし、さらに科学技術教材の導入・使用の研究を積極的に進めている。

しかし、オーストラリアの遠隔地教育は国内ばかりでなく、国外にいる者も対象としていることは注目すべきである。西オーストラリア州の遠隔地教育には、初等段階から国内・国外を旅行中の者を対象とすることを明記しており、連邦政府が管轄する高等教育では学校外の学習(External Studies)の充実により世界中で学習できる体制が確立している¹⁰⁾。

筆者の知人の娘はクイーンズランド大学の学生で、日本に1年間個人で日本文化の研究に来ていたが、その間External Studiesで教材を受け取り、単位を取得していた。

このように、オーストラリアの遠隔地教育は教育の機会均等の理念のもと、僻地や外国に住む少数の子供・学生のためにも実施している。国土が約22分の1という狭いわが国は、1950年代からの経済合理化政策のもとで学校統廃合が進められ、人口が流出した地域では深刻な過疎化現象を生み出した。この結果は地域の子供達はバス通学、寮生活、遠距離通学が強いられ、子供達の教育条件は必ずしも良くない現状が見られる。小学校段階から親元を離れている子供がおり、その上補助金がでるとはいえ、親の経済的負担が軽くなるどころか、かえって重くなっている状況がみられる。オーストラリアの僻地に住む子供に対する教育保障のあり方は、広大な国の故にそのようにせざるを得ない状況があるものの、経費面の合理化を優先させるのではなく子供を中心とした施策であるといえる。国内の僻地に住む子供は勿論、外国に出かけている生徒にまで国内となんら違いなく教育を保障していることは看過してはならないものといえよう。

3. 移民・先住民を尊重した言語教育政策

近年わが国では自動車産業を中心とした好況な経済発展に伴い、諸外国から多くの外国人が入国しており、平成6年末現在の外国人登録者数は約135万4千人となって全人口の1.08%に達している。これを年齢別にみると、9歳までが約10万1千人、10歳から19歳が約13万4千人(以下略)と、小学校から高等学校に就学を必要とする年齢

の者が約20万人も外国人登録をしている¹¹⁾。外国人登録をしないまでも入国している外国人は約400万人に達している現状であり、平成6年現在で小学校、中学校、高等学校に在籍している外国人子弟は約9万人となっている¹²⁾。わが国は学校現場では勿論のこと社会生活でも、いまや外国人は珍しい存在ではなくなって来ており、彼らの文化、慣習、言語を積極的に取り入れて共生しなければならない時期が到来しているといえる。中でもコミュニケーションの手段で不可欠の言語は、日本人にも外国人にもこれらの状況に対応できるように早急に対策を講ずる必要に迫られている。

移民者や先住民族で構成するオーストラリアは、国家基盤の安定維持のために言語教育は避けて通ることの出来ない課題であり、早くから種々の政策が実施されてきた。1958年の「書き取りテスト」の廃止と1964年の「移民法」の改正は、いわゆる白豪主義の放棄を意味するが、これにより世界各国からの移民が増大して多文化社会を形成する契機となった。1996年の最新の調査では、全人口の約26%を占める約450万人が英国をはじめ90カ国以上の国々からの移民である¹³⁾。特に最近では非英語系の国の出身者が英語系の国出身者を上回る状況で、大都市のバスの中では種々の言語が耳に入ってくるまでになった。このために連邦政府や州政府は言語教育に力を注ぎ、彼らの母国語を尊重させつつ英語の学習を促進し、オーストラリア国民としてのアイデンティティの醸成に努力している。

具体的には、連邦政府は1970年に「移民子弟教育計画」(Child Migrant Education Program)を策定し、英語を話せない移民の子弟に対する言語教育を始めた。また1971年には「移民教育法」(Immigration Education Act)を公布して、非英語系移民に対する英語教育を本格的に始めた。いわゆる第二言語としての英語教育(English as a Second Language-以下ESL)を開始した。この段階における言語教育は、移民がオーストラリア社会に適應するために必要不可欠なものであった。1978年の通称「ガルバリ-報告」(Galbally Report)は、(報告書の題名は「Report of the Review of Post-Arrival Programs and Services for Migrants」)オーストラリア社会は多様な移民から構成され、移民のもつそれぞれの文化、慣習、言語を尊重していくいわゆる多文化主義教育の推進を勧告し、それ以後の政策策定に重要な契機となった。英語以外の言語教育(Language Other Than English-以下LOTE)の必要性が認識されるに至った。

1980年代に入ると連邦政府は言語教育政策を積極的に促進する方向を示した。従来のESLに加えて、LOTEに関する政策と、先住民アボリジニーの言語の保存と使用に関する政策を出した。多くの移民ばかりでなく、先住民の言語・文化についても認識し尊重する多様な言語教育政策であり、オーストラリアの教育の特色の一つがここに見られる。

連邦政府は言語教育の重要性を認識し、次々と政策を発表しているが、中でも1987年の「言語に関する国家政策」(National Policy on Languages)と「オーストラリアの言

語: オーストラリアの言語と識字政策」(Australia's Language: The Australian Language and Literacy Policy)は、現在の言語政策の基本となっている。

ESL は、第一言語が英語ではなく、英語力が十分でないために授業が理解出来ない生徒を対象にして実施されるものと、新しく移民してきたため英語力が全くない生徒を対象に一定期間集中的に実施するものがある。英語が理解出来ない先住民のアボリジニーに対しても学校の通常のクラスで学習が可能になるようESL 教育が実施されている。また、移住してきた成人に対しても、移民局では地域のコミュニティスクールで一定期間無料で実施している州もある。各州の具体的実施状況は紙幅の関係で記すことは無理であるが、各州・区は多くの学校で実施している。上記したように、わが国には現在約9万人の外国人子弟が在籍している。わが国は外国人子弟に対する言語教育は勿論、彼らの親に対する成人の言語教育に関しても行政施策としては殆どなされていないのが現状である。彼らに対する第二言語としての日本語教育を早急に制度的に考慮する時期にきている。オーストラリアのこの施策はわが国に多くの示唆を与えてくれよう。

LOTEは、移民してきた家族の母語を学習することにより文化や伝統を尊重させる目的と、国際情勢に鑑みて国家や州の立場を考慮して必要な言語を学習させる目的の二つの意図から導入された。当時の連邦教育省(Department of Employment, Education and Training)は、この施策を実現するために上記の「オーストラリアの言語: オーストラリアの言語と識字政策」に基づいて14言語を指定し、その中から各州で8言語を選択して優先的に導入することを奨励した。14言語とはアラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、日本語、韓国語、現代ギリシャ語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、アボリジニーの言語であり、生徒はこれらの中から一つ以上の言語を学習することになる。各州・区や学校では地域の特性により学習させる言語を決定しているが、一つの学校で数カ国語を採用しているものもある。クイーンズランド州など日本人が多く住んだり、訪れたりする州では初等学校の段階から日本語を教えている学校が多い。しかし、教員確保の問題、教材の問題、教育水準の問題など解決すべき問題が多いのも事実であり、この面の充実に連邦・州政府とも多くの力を注いでいる。とはいえ、英語以外のアジア言語を含めた種々の外国語を積極的に学習させようとする姿勢は、現在の世界的変化とりわけ環太平洋地域の目ざましい発展が予想される中で、時宜を得たものといえよう。この観点から、わが国の英語一辺倒の言語教育のあり方に多くの問題を提起してくれていると考える。

アボリジニーの言語教育は、二つの面から考えられている。一つはアボリジニーに対するコミュニケーションの道具として、二つはアボリジニー以外の人々がアボリジニーのもつ文化や伝統を理解する道具としてである。連邦政府の政策は①「アボリジニー言語イニシアティブ計画」(Aboriginal Languages Initiatives Program)、②「アボリジニーの識

字計画」(Aboriginal Literacy Strategy)、③「アボリジニー言語教育計画」(Aboriginal Languages Education Strategy)が挙げられる¹⁴⁾。①はアボリジニーの言語を保存する活動に関するもので、彼らの地域社会を基盤とした計画であった。②はアボリジニーの生徒の英語力を高め、社会生活でより有利な立場を築かせようとする計画である。③はアボリジニーの生徒とそれ以外の生徒を対象とした学校での言語教育を推進するものであった。各州・区ではアボリジニーの人口、居住の状況など地域の実情に合った施策を独自に策定し実施している。本稿の「1. 先住民の教育」で記したように、北部準州に於ける「トレーガーパーク言語計画」などはこの例である。連邦政府・州政府は今日では全人口の僅か1.5%しかいない先住民の言語を維持するだけでなく、非アボリジニーの生徒にも言語を通じて先住民の文化を理解させようとしており注目すべきである。

4. 人材養成を主とする教育援助

オーストラリアの政府開発援助において、最も重視されている一つは教育援助である。1996年8月連邦政府は外務大臣が「オーストラリアの援助計画における教育・訓練」(Education and Training in Australia's Aid Program)と題する政策文書を発表した¹⁵⁾が、現在ではこれが教育援助の基本政策となっている。これはB5サイズで15ページから成り、オーストラリアの教育・訓練の援助での優先領域を示し、各項目について基本方針を明記している。すなわち、優先領域には①基礎教育、②職業・技術教育、③高等教育、④教育機関の充実、⑤遠隔地教育の五つを挙げ、その上「アジア・太平洋地域の教育優先計画」、「基礎教育におけるフィリピン-オーストラリア間計画」など重点プロジェクトを挙げている¹⁵⁾。1995年に牟田博光を代表者とする外務省委託の研究報告書にも、1990年の二国間ODAに占める教育援助の割合は36.2%で、開発援助委員会(Development Assistance Committee)諸国(18カ国)の中で最高であることを指摘している¹⁶⁾。最近ではODA(Official Development Assistance)は、1995年の実績はオーストラリアの場合94年実績より5%増で、国民総生産(GNP)比は94年の0.34%から95年は0.36%に増加している。これは開発援助委員会(DAC)諸国21カ国の中8位で、因みにわが国は15位(GNP比0.28)となっている¹⁷⁾。最近わが国では財政支出の削減政策によりそのあり方に再検討がなされており、政府関係者は1998年度予算編成で削減を既に公言していることから、今後は益々減額されることが確実な情勢となっている。

上記の割合だけでなくオーストラリアの教育援助の特色は、特に高等教育段階で国内に被援助国の学生を呼び寄せて援助をしていることである。このための奨学金は現在では2種類あり、それぞれ多くの国からの学生が学んでいる。一つはオーストラリアが提供する奨学金(Australian Sponsored Training Scholarships-ASTAS)で、他はオーストラリア

開発協力奨学金(Australian Development Cooperation Scholarships-ADCOS)である。前者は受け入れるオーストラリアが提供するもので、1995年現在57カ国から3880人を受け入れている。国別ではインドネシア695人、パプアニューギニア901人、ベトナム464人、タイ343人、フィリピン265人など、アジア・太平洋地域が多い。後者は派遣国が提供するもので、1995年現在36カ国から2586人がオーストラリアで学んでいる。国別ではインドネシア291人、タイ248人、フィリピン180人、スリランカ170人、フィジー163人などとなっている¹⁸⁾。これらはオーストラリア国際開発局(Australian Agency for International Development-AusAID)が中心となって実施しているが、この他に被援助国で実施する援助、特に初等・中等教育段階の援助も実施している。とはいえ、オーストラリア国内での援助が最大であることは特色であり、わが国に大きな示唆となろう。この点に関し、AusAIDの性差別教育・社会開発を担当するコンネル氏(Ms Sue Connell)は、「開発援助国からきた学生は、帰国後にかねらの国でオーストラリアで学んで知識、技術を広めているが、そのことがオーストラリアとの友好関係を築く契機となっており、将来あらゆる面で協力関係を築くのに貢献している」と筆者に語っていた。つまり、オーストラリアは奨学金を与えて被援助国の将来有為な若者を受け入れて知識・技術を学ばせる。彼らは帰国後母国の発展に貢献する中で成長するが、その過程でオーストラリアとの関係を良好に保とうとするのは寧ろ当然である。そのことはオーストラリア自身にとり将来的に政治、経済、貿易等あらゆる面で国の発展に繋がるとの論理から上記のような教育援助を展開していると考えられる。「『人の顔が見えない』と皮肉られてきた日本の途上国援助(ODA)」(朝日新聞1996年2月10日)を考える時、教育援助のあり方でもわが国に示唆を与えてくれよう。

5. 教育政策の背景にあるもの

先住民に対する教育政策、遠隔地の子弟に対する政策、多民族国家の言語教育政策、さらに開発途上国に対する教育援助政策についてその概略を紹介してきた。これらだけがわが国の教育に示唆を与えるものではなく、例えば教育行政では学校審議会による地域住民の教育参加、障害児を大切に特殊教育、発想を重視する教育方法、カウンセラー中心の生徒指導、現場教師に大幅な独自性を認めるカリキュラムなど多くの面で参考にすべきものがある。本稿ではこれらについては紙幅の関係で触れることはできないが、これらの政策をうちだしてくる背景は何かを考えたとき、次のものがあげられよう。

①公平・公正(equity)

オーストラリアの教育政策の根本には、国民全体に対し公平・公正な教育の実現という理念があると考えられる。広大な国土に少ない人口という状況からくる地域格差は、人口密度の高い大都市圏と少ない遠隔地域で、すべての面において大きな影響を与えている。

とはいえ、国家の一員としてすべての人に公平な教育を受ける権利を保障しようとする教育政策が、連邦政府はじめ州政府で具体化されている。連邦政府が毎年出している教育行政の指針である「学校教育のための連邦の計画」(Commonwealth Programs for Schools)にも国段階の公平・公正に関する計画を示し、多くのページを割いている¹⁹⁾。その中で公平・公正な教育計画を実現するために第二言語としての英語教育、特殊教育の充実、公立・私立学校の支援等を挙げて財源の配分も明記している。また、公平・公正さを保つ基本(Element)として、不利な立場にある学校や地方にある学校に対する財政上の支援も保障している。州段階でも同じで、例えばクィーンズランド州の教育省では先住民、障害を持つ人々、非英語圏から来た人、更には女性に対して公平・公正な教育の機会の保障に尽力していることを報告している²⁰⁾。先住民に対する施策、非英語圏からの移民者に対する積極的な言語政策、あるいは広大な地に点在する子供達に対する施策など、オーストラリアの施策の根本には、国民一人一人に公平・公正な教育の保障という理念がみられる。

ただ、最近の高等教育に対する施策は、連邦政府の財政支出の大幅な削減政策の中で実施されており、1989年に出された高等教育奨励財源計画(Higher Education Contribution Scheme-HECS)の再検討、職業教育機関のTAFE(Technical and Further Education)の統廃合計画など、注目すべき動きがみられる。これについてモナッシュ大学の教師は「近い将来、金持ちだけが大学教育を受けられ、そうでない者は切り捨てられる教育」になると筆者に語っていたのが気になる。

②参加(participation)

参加も根本に流れている理念の一つと考えられる。建国以来200年を経たばかりの国で、かつ多くの国からの移民者が中心のオーストラリアは、国民全体での国作りの結果発展してきた。オーストラリアの国民性として「権威に対する軽視-敗者を守る強い意志」があるといわれる。オーストラリア生まれのアメリカ人のロス・テリルは、著書「オーストラリア人-多文化国家の素顔」で、国家意識について「いかなる王冠にも、大統領の肩帯にも忠誠を誓わず」²¹⁾と国民感情を説明しているが、国民自身で築き上げる意志がそこに認められる。

教育施策についてもこの考え方がみられる。例えば1970年代から各州では、初等・中等学校に学校審議会(School Council)を設置して、親、教師、地域住民が学校経営に関し参加する制度を導入している。(学校審議会については、本研究会紀要創刊号で熊谷・佐藤により報告されている。)州により権限等に多少の差は認められるものの、導入している州・直轄区では、親や地域住民の教育参加により多くの成果をあげている。また、上記した先住民の教育政策の企画・立案への参加も、基本的にはこの理念に基づくものといえよう。

③子供中心の教育(child-centred education)

オーストラリアの成り立ちは、初めに連邦政府があったのではなく、地域社会に根ざした植民地が州となって連邦政府の基盤となり今日に至っている。つまり、「初めに連邦政府ありき」ではなく、「初めに地域住民ありき」と国民が主体の国家として発展を遂げてきている。ここでは子供は次の世代を築く主体であるとの考えが強く、子供中心の教育という考えがオーストラリアの教育の根底に流れている。従って、連邦政府や州政府の施策は「指針」として出される場合が多く、意思決定は地方の段階、学校の段階でなされるのが多い。学校の経営での学校審議会制度、母語を尊重した言語教育政策などは地域住民や生徒の実情にあったものでなければ採用されず、地域の教育行政を預かる教育事務所が住民・生徒の教育要請を絶えず把握するのに努力している。

州ごとに違う義務教育年限、学期の設定、学校で異なるカリキュラム、言語教育、教育方法などは、子供の実情や地域の状況を考慮にいたした施策といえる。地方教育事務所や学校審議会に決定権限がある、いわゆる地方分権の体制となっている。

わが国は47都道府県において義務教育年限、学期も3学期制と同じで、地域の実情などは考慮されない。教育内容についても「学習指導要領」で決められているわけで、オーストラリアの場合とは大きく異なっている。子供中心の教育の重要性が叫ばれているものの、実態は子供中心であるかは甚だ疑問といわざるを得ないのが現状である。

おわりに

本稿では、オーストラリアの教育の現状からわが国に何らかの示唆を与えてくれると思われる四つについて概略を紹介してきた。一つ一つについてわが国にとり考えさせられるものがあることがわかった。

わが国の教育は、行政改革を旗印として政権運営を担当する橋本総理大臣が第6に教育改革を挙げている。1970年代から深刻さを増してきている教育の問題を第6にかがげるほど悠長な状況ではないことは衆目の一致するところである。これに対し、当時の内閣官房長官の梶山静六は「戦後の教育は産業界の下請けでしかなかったのではないか。本来は教育改革があって、その上に経済改革など五つの改革がある」（朝日新聞1997年8月8日）として、六つ目に出してきたことが橋本内閣の失敗と日経連セミナーで講演した。現在の教育の問題については、教育関連学会、産業界、学校関係者等が多くの問題を指摘しているが、政策レベルでは何ら成果を挙げていないといっても過言ではない。次の世代を担う子供の教育に関し、問題を指摘しているだけではなく、一刻も早く具体的な施策をすすめていかなければならない。

本稿で紹介した言語教育、教育援助、先住民に対する教育施策などは、その基本的な考え方についてわが国に大きな示唆を与えると考える。

※本稿は日本比較教育学会第33回大会（於：大阪市立大）の課題研究「世界の教育に向けて－アジア・太平洋地域からの発信と貢献」で報告したものに加筆した。

【注】

- 1) 国連; 『世界先住民のための国際年』資料、1993年
- 2) Alan Barcan. A History of Australian Education. Oxford Press, 1980, p. 1
- 3) Noel Loos. Aborigines & Torres Strait Islanders in Australian Society: Indigenous Minorities & Education. Sanyusha, 1993, p. 29
- 4) Alan Barcan. op. cit., p. 20
- 5) NT Department of Education. Language Project for Bush Schools. 1988
- 6) Department of Education, QLD. Distance Education in QLD. 1901-1991
- 7) Department of Education, QLD. Current Awareness: Datasheets. 1986 (Research Series)
- 8) Department of Education, QLD. Structure of Distance Education in QLD. 1986
- 9) Department of Education, QLD. The Distance Education: Network. 1991
- 10) Distance Education Centre, W. A. The Map of Primary, Secondary Regions. 1990
- 11) (財) 入管協会 『平成7年版 在留外国人統計』平成7年、1-11頁
- 12) 文部省 『学校基本調査報告書』平成6年度、64頁、126頁、268頁
- 13) Australian Bureau of Statistics, Census of Population and Housing, 1996 Census. 1997 p. 1
- 14) Department of Employment, Education & Training. Australia's Language: The Australian Language and Literacy Policy: Companion Volume to the Policy Information Paper. 1991, pp. 94-96
- 15) AusAID. Education & Training in Australia's Aid Program. 1996, pp. 4-14
- 16) 牟田博光他 『国際教育開発援助のカリキュラム開発に関する研究』（平成6年度外務省委託開発援助研究報告書）、1995年、90頁
- 17) Development Assistance Committee. Development Cooperation: 1996 Report Statistical Annex. A21-A22
- 18) AusAID. AusAID Scholarships: Country Specific Information. 1995, pp. 6-39
- 19) Department of Employment, Education and Training. Commonwealth Program for Schools. 1995, pp. 51-82
- 20) Department of Education, QLD. Annual Report 1994-1995. 1995, p. 33
- 21) ロス・テリル(田村泉訳) 『オーストラリア人－多文化国家の素顔』時事通信社、1989年、364頁

オーストラリアにおける日本語教育と中国語教育

平成9年度豪州派遣青年日本教師

柴田 有喬

はじめに

オーストラリアにおける中等および高等教育において日本語を学ぶ生徒の多くは、経済大国の言語である日本語の習得が将来の就職の際に有利に働くと考え学習している者が多い。こうした面で日本語は時として「経済言語」と呼ばれている。

しかしながらオーストラリアのビジネスパートナーである日本経済に陰りが見えてきている現在、オーストラリアでは次のような声が聞こえている。

過去30年の言語は日本語だった。しかし今後30年の言語をさがすとするとしたら、それは中国語だろう。1)

近年の中国経済の発展は目覚ましいものがあり、世界中が注目するところである。中国本土だけではなく、華人の力によってその経済が支えられているアジアの国々の経済的成長への期待も大きい。華人の経済力の増大に従い、今後のアジア・太平洋地域において中国語の重要性が高まるのは間違いないと思われる。オーストラリアにおいても例外ではない。事実、ニューサウスウェールズ州では、1995年の高校教育終了試験(HSC)では日本語は最多の受験者数を集めたが前年に比べると受験者数が減少している。それに対し中国語の受験者数がインドネシア語の受験者数とともに増加していると言う報告がなされている。2)

それでは、オーストラリアのLOTE教育において日本語は終わりつつある言語なのだろうか。将来においてオーストラリアのLOTE教育において重視されなくてはならない言語は何なのだろうか。

本稿は、オーストラリアのLOTE教育において、今後も日本語教育を重視すべきだと考え、以下にその理由を述べていくこととする。

なお、本稿においては特別な断りがない限り、大陸中国に住む者、および海外華僑、台湾に住む者を総称して華人と呼ぶことにする。

1. 経済の将来性

表1は、オーストラリア製品の輸出相手国上位12カ国の現状と将来の予測である。今後20年間は、日本はまだまだオーストラリアの経済パートナーの首位の座に君臨するのである。したがって日本語の重要性もまた今後20年間は衰えるものとは思えない。

表1 オーストラリア製品の輸出相手国上位12カ国

1992 Export Markets	Value \$A	10 year trend growth rates 1982-1992 (%)	2002 (Basic Trend Projections) ^a	2002 (AES Model) ^b	2012 (Basic Trend Projections)
Japan	14,747,574	10.6	Japan	Japan	Japan
US	5,123,327	10.2	ROK	US	China
Singapore	3,767,395	23.6	Singapore	ROK	Korea
ROK	3,651,847	18.2	US	Taiwan	Singapore
NZ	3,099,882	10.7	China	Indonesia	Indonesia
Taiwan	2,571,620	17.1	Taiwan	Singapore	US
HK	2,352,558	18.7	NZ	HK	(EC) ^c
UK	2,276,616	8.5	Indonesia	NZ	Taiwan
China	1,872,873	9.4	Malaysia	China	Malaysia
Indonesia	1,728,114	17.5	UK	UK	Thailand
Malaysia	1,139,645	10.5	(Thailand)	Thailand	(NZ)
Thailand	1,081,906	21.1			(India)

(出典： A Report Prepared for the Council Of Australian Governments on a Proposed National Asian Languages/Studies Strategy for Australian School. *Asian Language and Australia's Economic Future*. 1994, p.41)

次に、オーストラリアにおける東アジアからの訪問者数を見たのが表2である。日本からの訪問者が突出している。今後、中国が経済的に急成長したとしても、個人レベルの所得はどうだろうか。13億人のすべての中国人の生活レベルが日本人並みになるとは思えない。中国の一般庶民がオーストラリアを始めとする外国に自由に行き来できる経済力を身につけるにはまだ、更なる年月が必要だろう。とすると、当分の間、オーストラリアの観光業を支え続けるのも日本人であろう。

中国の経済成長を過小評価するつもりはないが、オーストラリアにおける日本経済も過小評価できない。経済的に見てもオーストラリアにとってまだまだ、日本語は無視できない言語だといえよう。

表2 東アジアの国・地域別に見たオーストラリア訪問者

	Tourists	Business Visitors	Visiting Relatives	Others
Japan	478,200	30,000	7,200	13,100
ROK	11,200	4,700	3,900	3,800
Taiwan	25,300	2,900	4,100	2,500
China	3,200	6,700	2,900	3,700
Hong Kong	32,600	8,000	15,000	7,200
Singapore	60,100	10,300	11,300	5,700
Malaysia	23,700	5,700	11,600	7,100
Thailand	14,200	4,300	2,700	3,400
Indonesia	19,900	4,400	5,000	7,600
Philippines	4,600	2,900	5,100	3,100
Brunei	1,100	100	700	600
Other South-East Asia	400	300	2,500	500

Source: ABS (1991), *Short-Term Arrivals and Departures*, Canberra, 1991.

(出典：A Report Prepared for the Council Of Australian Governments on a Proposed National Asian Languages/Studies Strategy for Australian School. *Asian Language and Australia's Economic Future*. 1994, p.35)

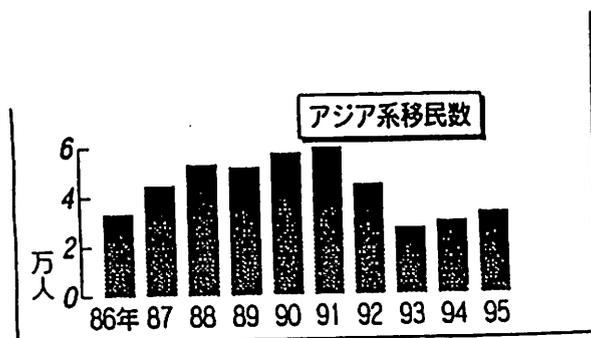
2. 資源としての言語

もう一つ注目すべき事実はオーストラリアが多文化主義を掲げる国であると言うことだ。多文化主義のオーストラリアでは外国語（LOTE）は資源として見られている。（Language as Resources）この観点から中国語と日本語を見たい。

かつては白豪主義を掲げてアジアからの移民を拒んできたオーストラリアである

が、多文化主義へとその理念を180度変えるとともにのアジアからの移民が増えている。(図1) こうしたオーストラリアにおけるアジア人の増加現象は、「アジア化(Asianization)」³⁾とも表現される。

図1 アジア系移民数の推移



(出典：日経新聞(朝刊)1996年2月26日)

難民が減少した現在、アジアからオーストラリアへの移民は「技能／ビジネス部門」と「家族呼び寄せ」部門によるものが多い。技能部門とは高度でなおかつオーストラリア社会に有用な技能を持った者に与えられる永住ビザであり、ビジネス部門は一定金額以上の投資をオーストラリアに対してする者に対して許可される永住ビザである。そして、家族呼び寄せ部門とはオーストラリアに既に定住した移住者がその家族を呼ぶ時に認められる永住ビザである。

家族呼び寄せ計画と技能／ビジネス移民の双方をほぼ半分ずつ利用しているの国は、マレーシア、シンガポール、インドネシアの三カ国である。これら三カ国に共通している点は、エスニシティからみればいずれも中国系マレーシア人、中国系シンガポール人、中国系インドネシア人と呼ばれる華人である。⁴⁾

つまりオーストラリアにおいては、もう既に中国語と言う“言語資源”は存在しているのである。表3は、1991年に行われた国勢調査である。中国語話者は海外生まれの者、オーストラリア生まれの者を合わせて248,900人存在しているのである。中国語は、イタリア語、ギリシャ語とならびオーストラリアの三大LOTEとなってい

る。

また、「技能／ビジネス」部門によりオーストラリアに移民してくる者にはポイント・テストが課せられる。オーストラリア移民希望者には高学歴・特殊技能に加え、英語力が求められるのである。(表4：ちなみに合格点は100～110点と言われるが、年度によって異なる。)

したがって、このテストをクリアしてオーストラリア永住権を保持している華人は、高度な技能を保持しており、なおかつ英語と中国語のバイリンガルが多いと考えられる。つまり、オーストラリア国内にある中国語という“資源”は直ちに、そして十分に活用しうるものである。

表3 家庭において英語以外の言語を話す話者数 1991年

Language spoken at home	Overseas born				Australian born			
	Males ('000)	Females ('000)	Persons ('000)	Persons (%)	Males ('000)	Females ('000)	Persons ('000)	Persons (%)
Aboriginal language	0.1	0.1	0.2	—	20.2	20.5	40.7	5.8
Arabic/Lebanese	50.5	46.0	96.5	5.5	25.2	24.4	49.6	7.1
Chinese(b)	114.2	114.3	228.5	13.1	10.9	9.5	20.4	2.9
Dutch	19.5	22.2	41.7	2.4	2.6	3.1	5.7	0.8
French	17.6	18.5	36.1	2.1	4.3	5.0	9.4	1.3
German	45.5	47.4	92.9	5.3	10.4	10.9	21.4	3.1
Greek	76.4	75.0	151.4	8.7	62.3	60.5	122.8	17.5
Hungarian	11.7	12.5	24.2	1.4	2.3	2.4	4.7	0.7
Italian	123.5	116.6	240.1	13.8	83.2	84.9	168.1	24.0
Macedonian	20.9	19.8	40.7	2.3	10.4	10.1	20.5	2.9
Maltese	18.8	18.3	37.1	2.1	7.5	7.2	14.8	2.1
Polish	26.0	29.0	55.0	3.2	4.8	4.9	9.6	1.4
Russian	8.6	10.8	19.4	1.1	2.1	2.1	4.2	0.6
Serbian/Croatian	31.1	29.2	60.2	3.5	14.2	13.7	27.9	4.0
Other Yugoslavian	14.4	13.7	28.1	1.6	4.7	4.7	9.3	1.3
Spanish	35.8	37.3	73.1	4.2	6.5	6.4	12.8	1.8
Turkish	14.7	13.7	28.3	1.6	4.8	4.7	9.6	1.4
Vietnamese	49.4	43.8	93.2	5.3	4.1	4.0	8.1	1.2
Other	175.9	191.3	367.2	21.1	27.0	25.1	52.1	7.4
Total(c)	869.8	873.9	1 743.7	100.0	350.9	349.8	700.7	100.0

(a) Excludes children aged under 5 years and persons who did not state their birthplace. (b) Includes 'Chinese as stated', 'Cantonese', 'Mandarin', 'Chinese languages n.e.i.'. (c) Includes language not stated responses.

Source: Census 1991.

(出典：Castles, Ian. *Year Book Australia 1996*. Australia Bureau of Statistics Commonwealth of Australia, 1995, p.349)

一方、非アジア系のオーストラリア人にとって中国語はその習得の難しい言語であろう。彼らが中国語を身につけたとしても、英語能力もあり、既に“資源”としての中国語能力を身につけている華人と肩を並べるまでには行かない。それよりも、オーストラリア国内にすぐに活用できる中国語という“言語資源”は、確実に存在している。

表4 オーストラリア移住許可ポイント・テスト配点一覧表

区分	配点基準	点数
技能点	専門高級資格、経験十分、優先職種	80点
	専門高級資格、経験十分	70点
	専門高級資格、経験やや不十分	60点
	豪州大卒相当資格、経験十分	55点
	豪州大卒相当資格、経験やや不十分	50点
年齢点	18歳～29歳	30点
	30歳～34歳	20点
	35歳～39歳	10点
	40歳～49歳	5点
英語力	堪能	15点
	適度な会話力	10点
	限られた英語力が英語以外の2ヶ国語	5点
近親関係	両親	15点
	兄弟、姉妹	10点
	甥、姪	5点
市民権点	呼寄人が市民権取得後5年以上在住	10点
	呼寄人が市民権取得後5年未満在住	5点
就労歴点	呼寄人が過去2年間継続して就労	10点
居住地点	呼寄人が過去2年間特定の場所に居住	5点

注：技能点で45点以下10点までの6段階は省略した。

(出典：『生活便利電話帳もしもしメルボルンページ』MOSHI-MOSHI PAGES AUSTRALIA PTY. LTD. 1992, p. 114)

それに対して、日本語を“言語資源”としての観点から見た場合はどうだろうか。オーストラリア在住の日本人は1991年の国勢調査によると21,000人である。5)そして彼らの多くは日本企業の駐在員とその家族であり、一時滞在者でしかない。オース

トラリアにおける日本語と言う“資源”は現在、またこれからの日豪関係を考えると、中国語という“資源”に比べて圧倒的に少ないといえよう。

オーストラリアのLOTE教育において、日本語はこれまでのような学習者の急増は望めないかもしれない。しかしながらも、日本語教育においてはここ20～30年の間に、多くの人力が費やされ、また経済的犠牲も払われてきた。そして日本語学習者は確かに増加した。その結果として、ある程度の成果が見られ学生の日本語能力は以前に比べ確実に高くなっているようだ。6) オーストラリアにおいて日本語が根づきつつあると言えよう。今後は、オーストラリアの中で日本語が“資源”としての言語と定着していくように、日本語教育関係者の更なる努力に期待したいところであり、また、青年日本語教師として南オーストラリア州教育省に派遣される筆者自身も常に心したいと思っている。

これからのオーストラリアのLOTE教育において日本語と中国語を比べた場合、日本語教育はオーストラリアでまだまだ少ない日本語と言う“資源”を新たに創り出していくことを目的として、中国語教育は既にオーストラリアに存在する“資源”を維持していくことを目的としてそれぞれ推し進められていくのではないだろうか。

【注】

- 1) 嶋津 拓、「オーストラリア・ニュージーランドの日本語教育」 国際交流基金シドニー日本語センター、1996、p.32
- 2) 同上、p.32
- 3) 竹田いさみ 「第5章 オーストラリアにおけるアジア系多文化社会 — 加速するアジア系社会の形成」、『エスニスティと多文化主義』、初瀬龍平 編、同文館出版株式会社、1996 p.107
- 4) 同上、p.113
- 5) Paulin G.Djite, *From Language Policy to Language Planning – An Overview of Languages Other Than English in Australian Education, Australia : The National Languages and Literacy Institute of Australia*, 1994, p107
- 6) 注1) p.22

【参考文献】

- A Report Prepared for the Council Of Australian Governments on a Proposed National Asian Languages/Studies Strategy for Australian School. *Asian Language and Australia's Economic Future*. 1994, Castles, Ian. *Year Book Australia 1996*. Australia Bureau of Statistics Commonwealth of Australia, 1995
- Paulin G.Djite, *From Language Policy to Language Planning – An Overview of Languages Other Than English in Australian Education*, Australia : The National Languages and Literacy Institute of Australia, 1994
- Uldis Ozolin, *The Politics of Language in Australia*, Cambridge University Press, 1993
- 嶋津 拓、『オーストラリア・ニュージーランドの日本語教育』 国際交流基金シドニー日本語センター、1996年
- 初瀬龍平 編、『エスニスティと多文化主義』 同文館出版株式会社、1996
日経新聞(朝刊)1996年2月26日
- 『生活便利電話帳もしもしメルボルンページ』 MOSHI-MOSHI PAGES AUSTRALIA PTY. LTD, 1992年
- 新プロ「日本語」研究班 十言語政策研究会 編 『世界の言語政策 2』 1996年

少数民族の文化の維持と学校教育

－ オーストラリア・アボリジニ族とケニア・マサイ族を例に－

ロンドン大学Institute of Education

教育と国際開発修士課程修了

上野 千奈美

はじめに

あらゆる社会において、人間は自らの文化的アイデンティティを維持し、その文化を発展させる権利と義務がある。この概念は今から約30年も前の1966年のユネスコ総会で明らかにされている。⁽¹⁾しかし、少数民族の文化を維持するために各国が本格的な取り組みを始めたのは、国際連合の世界先住民年であった1993年以降であろう。⁽²⁾一方、民族の固有の文化を次世代に伝えることにおいて、「教育」は重要な役割を果たしている。つまり、少数民族の文化の維持には教育は欠かすことのできない手段であるといえる。

伝統的生活形態をもつ少数民族は、近代化が進む中で、もはや居住区外の他民族との関わりをもたず、独自の生活形態を維持していくのは困難な状況にある。例えば、ケニアのマサイ族（全人口の約2%弱）⁽³⁾は、政府の土地私有化政策により伝統的な遊牧生活から畜産農家への変更を余儀なくされている。⁽⁴⁾また、先進国であるオーストラリアの先住民アボリジニ族においては、働く場を求めて自分たちの住居を地方の先住地から都市部へと移動する者も少なくない。つまり、現代社会においては少数民族が「生き残る」ためには、他民族との関わりをもって共存することが不可欠となっている。

このような生活形態の変化は少数民族の文化の維持に大きな影響を与えている。現在、多くの少数民族の子供達は、自分達のコミュニティーと学校という2つ場で同時に教育を受けている。しかしながら、この2つの教育は2つの異なった文化を基盤としており、その相違は少数民族が学校教育において「学ぶ」上での問題となっている。例えば、就学率がその他の児童に比べて低いこと等は、両教育システムの相違と関連があるのではないかと考えられる。本稿では、コミュニティーにおける伝統的教育と近代学校教育の相違と少数民族にとっての学校教育の問題点の関連性を明らかにした上で、オーストラリアとケニアの少数民族に対する教育の現状と課題を検討したい。

尚、本稿における少数民族とは、先住民族および各国において独自の伝統的生活形態を維持しようとしている少数派の民族と定義する。

1. 少数民族の伝統的教育と学校教育の相違

少数民族の子供たちは、その居住地で民族の一員となるための社会化の過程で「学んで」いく。また、彼らは同時に近隣地域での学校教育も享受している。オーストラリアの場合、学校教育は白人によって18世紀にもちこまれた西洋的な教育方法であるが、白人社会とアボリジニ社会において「学ぶ」という行為には以下のような相違があげられる。

- ・ 「学ぶ」ことに対する動機は、アボリジニの社会では自発的で、自然な行為であるのに比べ、学校教育においては外圧的なものである。
- ・ アボリジニ社会では人から学ぶことが重要であり、学校教育は情報を学ぶことを目的としている。
- ・ アボリジニ社会では限られた人間が限られた知識を保有しており、学校教育のように全ての人々が平等に手に入れられるものではない。
- ・ アボリジニの人々は過去の知識を維持するために学び、学校教育は未来に向けて変化発展するために学ぶ。
- ・ アボリジニ社会においては、「真実」より「信念」が優先され、学校教育においてのように知識に対して疑問をなげかけたり分析することがない。⁽⁵⁾

また、「学ぶ」という行為がどのように行われるかについては、以下のような相違が見られる。

- ・ 場所： アボリジニ社会では、日々の生活に密着して行われ、学校教育は現実の生活とは離れた場所で行われる。
- ・ 手段： アボリジニ社会では、言語そのものよりもより行動が重要視されるが、学校教育では、教育言語が不可欠である。
- ・ 内容： アボリジニは日々の生活に直接的に関連する技術や知識を学び、学校では、読み書き算盤など基本的な学習基盤の獲得を最優先する。
- ・ 時間： アボリジニ社会では、「学ぶ」時間は不規則であるが、学校教育では一定の時間内に行われる。
- ・ 教師： アボリジニ社会では、全ての大人が教師になり得るが、学校教育では資格をもった限られた人間が教師となる。⁽⁶⁾

以上のように、アボリジニ族の伝統的な教育と近代学校教育は様々な面で異なっている。このような相違はアボリジニ族だけに見られるものではなく、世界各国に200以上存在している先住民族や、伝統的生活に執着する多くのアフリカの少数民族にも似たような相違が見受けられる。例えば、ケニアのマサイ族は、部族の男の子

供達を外部の民族やどう猛な動物から守る戦士として教育する。割礼（14歳から18歳に行われる）の儀式を終えた若い男子は、戦士だけで共同生活をし、長老や目上の戦士から「マサイ戦士」としての知識や技術を教えられる。⁽⁷⁾ 知識や技術は、何百年も続くマサイの伝統や経験に基づいており、マサイ族出身者だけが「学ぶ」ことが出来る。この「モラニズム」(Muranism)というマサイ族独特の教育も学校教育とは全く異なったもので、上記のアボリジニ族に見られる2つの教育の違いと一致する点が多い。

2. 学校教育における少数民族児童に関する問題点

上記のような伝統的な教育と近代学校教育の相違と学校教育における少数民族児童の問題点には関連があるように思われる。以下オーストラリアとケニアを例に、就学率、学業成績、中退率について、少数民族児童とその他の児童との比較を行う。

(1) 就学率 (オーストラリア・アボリジニ族の場合)

オーストラリアにおいては、一般的にアボリジニの児童はその他のオーストラリア人児童より就学率が低い。表1はアボリジニおよびトーレス海峡島しょ民の5歳児の就学率を示したものであるが、アボリジニおよびトーレス海峡島しょ民は、どの地域においてもその他のオーストラリア人に比べて就学率が低いことがわかる。特に、地方の部族居住地域では、10%以上の差が見られる。

[表1 5歳児の地域別就学率(1991年)]

地域	大都市	その他都市	地方地域	地方部族居住地域
アボリジニ				
・トーレス海峡島しょ民	90.3%	87.9%	85.8%	79.2%
その他のオーストラリア人	94.1%	94.3%	94.5%	93.6%

(出典: ABS Census of Population and Housing, 1991 in National Review of Education for Aboriginal and Torres Strait Islander People (a discussion paper), Department of Employment, Education and Training, Australian Government Publishing Service, Canberra, 1994, p.21.)

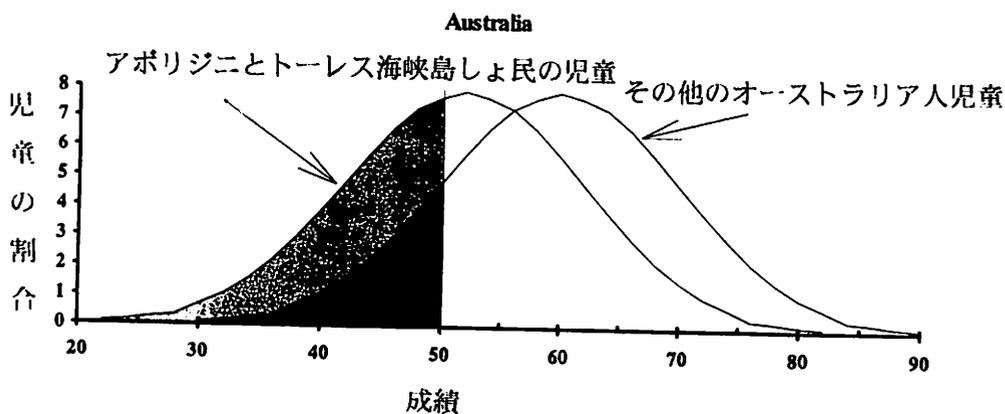
(2) 学業成績 (オーストラリア・アボリジニ族の場合)

小学校の学業成績に関して、図1よりアボリジニおよびトーレス海峡島しょ民の識字と算数の学業達成率はその他のオーストラリア人に比べ明らかに低いことがわかる。

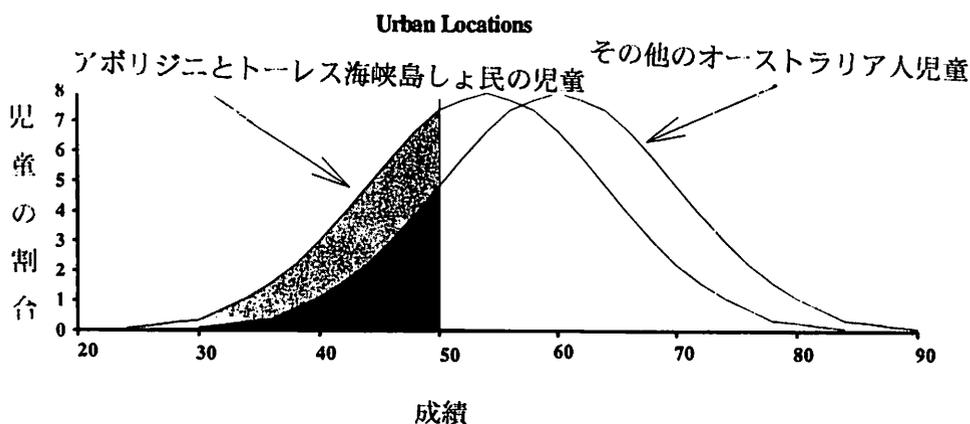
1994年のアボリジニに関する国家報告書によると、アボリジニおよびトーレス海峡島しょ民では全体の45%の小学校児童の成績が著しく低いのに比べ、その他のオーストラリア人では全体の16%程度の児童にとどまっている。⁽⁸⁾ 地域別では、都市部より地方においてアボリジニおよびトーレス海峡島しょ民の児童の成績がより低くなっている。(図1参照)

[図1 小学校における識字と算数の学業達成率]

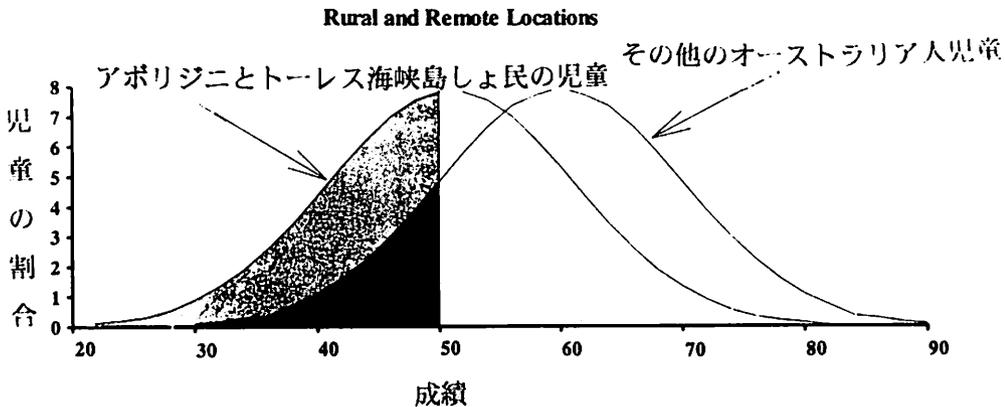
a. オーストラリア全土



b. 都市部



c. 地方および遠隔地



(出典:National Review of Education for Aboriginal and Torres Strait Islander People (a discussion paper), Department of Employment, Education and Training, Australian Government Publishing Service, Canberra,1994, p.23.)

(3) 中退率 (ケニア・マサイ族の場合)

ケニアのマサイ部族居住地では、マサイ族の中退率がその他の部族に比べて高い。表2はカジアド県(ケニアの全マサイ人口の半数が居住している)の女子寄宿小学校の中退率を示したものである。特に、第6学年、第7学年で中退率が急激に増加しているが、原因はこの時期に女子の割礼の儀式が行われ、直後に結婚を強いらられるためである。マサイ族は他の部族に比べ、より伝統的生活を維持しようとする傾向が強く、それゆえ2つの教育(コミュニティーと学校)の相違は他民族より大きい。また、中退率は、中心地から離れるにつれて上昇する傾向がある。一例として、カジアド県の中心部から20km離れた学校では、小学校低学年の4人に1人の割合で児童が中退している。(9)

[表2 アフリカンインランドチャーチ小学校における中退率 (1996年度)]

	マサイ族	その他の児童
第一学年	0 %	0 %
第二学年	15 %	0 %
第三学年	7 %	0 %
第四学年	4 %	6 %
第五学年	3 %	0 %
第六学年	13 %	9 %
第七学年	10 %	6 %
第八学年	7 %	0 %

(出典 : Sekiya, C., *To What Extent is Formal Schooling in Kenya Compatible with the Maintenance of Maasai Cultural Practices?* (MA dissertation in Institute of Education, University of London), 1997, p.43.)

以上のように、アボリジニ族およびマサイ族の例から、少数民族はその他の児童に比べて就学率が低く、成績も悪く、中退率が高い傾向があるといえる。さらにこの傾向は、都市部より地方の伝統的居住地でより強くなっている。この原因は、地方の少数民族居住地では、コミュニティーにおける伝統的教育と学校教育の相違が都市部に比べ大きいためであると推測される。オーストラリアおよびケニアの両国が、学校教育においてこのような相違に対してどのように対処しているのかを次に述べる。

3. 少数民族に対する各国の教育と問題点

オーストラリアとケニア両政府は、少数民族に対して、それぞれのシステムで学校教育を提供している。その目的と問題点は以下のものである。

(1) オーストラリア=「2タイプの学校教育」(Two-way school)

オーストラリアは、先住民アボリジニに対して、彼らの文化を考慮した「教育を保障」するために、「アボリジニのための学校」を「一般の学校」と分けて設けている。これは、「2タイプの学校教育」(Two-way school)⁽¹⁰⁾と呼ばれ、アボリジニ居住区の小学校のカリキュラムに見られるようにアボリジニの文化に根ざしており、オーストラリアのその他の地域とは異なったものである。オーストラリア政府は、教科書、

教員、成績評価など学校教育のあらゆる面で、アボリジニの文化を中心とした学校教育の開発を目指している。

しかしながら、この教育システムの問題点の一つとして、西洋文化とは異なった文化の下で小学校教育をうけるために、継続する中等教育への進学を困難にしている点があげられる。自らがアボリジニ人であるWunungmurraはアボリジニの知識や価値を学んだ児童は西洋学校教育システムの中で成績をあげることが困難であることを指摘している。⁽¹¹⁾ また、アボリジニ研究者のHarris⁽¹²⁾は「アボリジニになるということは、アボリジニ流に行動し、考え、信じることである。しかし、より白人文化で成功することは、アボリジニの知識とは関係がないことが多い。」と述べている。つまり、中等・高等教育では教育内容上白人文化が色濃くなり、アボリジニの文化が活かされる機会が少ないことが指摘されている。

この問題を具体的に解決するためには、初等教育だけでなく継続する中等および高等教育にアボリジニの文化を取り入れた一貫性のあるカリキュラムにすることが必要であろう。従って、オーストラリアの今後の課題は、高等学校および大学レベルでいかにアボリジニの文化を反映させていくかという点にある。

2) ケニア=全民族共通の教育

ケニアにおいては、1少数民族の文化を配慮した学校教育を行っていない。従って、マサイ族のための学校は存在せず、全民族に平等の学校教育が行われている。これは、ケニアには50以上の民族が共生しており、多民族国家の統一のために「ケニア人を育成すること」を最優先しているためである。また、オーストラリアのように白人と先住民族という図式が成り立たないため、ケニア政府が1民族の文化を特別に保護することを民族紛争の原因となると危惧しているためでもある。伝統的生活様式を営むマサイ族の子供達は、近代化した他民族と同様、西洋文化に基づいたケニア全土共通のカリキュラムの下で学んでいる。

しかしながら、マサイ族の児童は、小学校低学年でマサイ族以外の教師から異文化の教育内容を学ぶことで、「カルチャーショック」を受けることが多いという結果がある。⁽¹³⁾ 一部の教師は、この異文化との接触による精神的打撃は、学力の低下や中退率の上昇など学校教育上の問題につながっていると指摘している。

このように「教育の保障」のみを強調しているケニアの教育システムの中で、伝統を維持しようとするマサイ族の文化は無視されており、特に遠隔地出身の児童は文化の相違から教育的に不利な状態にある。今後、ケニア政府はこのようなマサイ族児童の学校教育における問題点を認識し、少数民族に対する現在の学校教育を問い直す必

要性がある。

おわりに

文化を維持するには「教育」が不可欠であるが、現状の学校教育と子供を社会化するための少数民族独自の教育は相いれない点が多い。少数民族に関する教育的問題の多くはこの相違が原因であるように思われる。オーストラリアは、「アボリジニのための学校」を設けることでこの相違を互いに近づける学校教育のあり方を追求している。しかしながら、初等教育と中等・高等教育の取り組みの格差が高等学校や大学における就学率の低下に繋がっており、当面は全教育レベルにアボリジニの文化をいかに取り込むことができるかが課題である。一方、ケニアでは、多民族国家を維持するため、あえて少数民族の文化を配慮しない教育政策をとっているが、学校教育におけるマサイ族児童の現状および国際的世論の流れから少数民族の文化を維持する意義を認識する必要性がある。

少数民族にとってどのような学校教育が望ましいのか？少数民族の文化的アイデンティティーを維持する上で必要不可欠な課題である。また、各国それぞれの政治的、経済的、社会的な問題はあるが、少数民族の文化はその民族だけではなく国の遺産あるいは世界の遺産であるという観点から考えれば、この問題は先進国、発展途上国を問わない世界共通の課題である。オーストラリア、ケニア両国が今後、どのように「少数民族の文化を踏まえた教育を保障」していくのかその動向に注目したい。

[註]

- (1) Bajah, S.T., 'Education for Cultural and Ecological Survival: African Perspectives in Primary Education', p.18, in Bude, U.(ed), *Culture and Environment in Primary Education: The Demands of the Curriculum and the Practice in Schools in Sub-Saharan Africa*, Bonn: German Foundation for International Development: Education, Science and Documentation Centre, 1991, pp.13-31.
- (2) Moody, R.(ed.), *The Indigenous Voice, Visions and Realities Vol.1*, London: Zed Books Ltd., 1995
- (3) Republic of Kenya, *Central Bureau of Statistics, Kenya Population Census 1989 Vol. 1*, Nairobi: The Government Printer, 1994

- (4) Kltuyi, M., *Becoming Kenyans: Socio-Economic Transformation of the Pastoral Maasai*, Nairobi: Acts Press (African Centre for Technology Studies), 1990
- (5) Teasdale, G.R. and Teasdale, J.I., 'Culture and Schooling in Aboriginal Australia', in Thomas, E. (ed.) *International Perspectives on Culture and Schooling*, Essex: Formara Ltd., 1994 p.179.
- (6) Teasdale, G.R. and Teasdale, J.I., 'Culture and Schooling in Aboriginal Australia', in Thomas, E. (ed.) *International Perspectives on Culture and Schooling*, Essex: Formara Ltd., 1994 p.180.
- (7) Talle, A., *Women at a Loss, Changes in Maasai Pastoralism and their effects on Gender Relations*, Stockholms Studies in Social Anthropology, 1988
- (8) Department of Employment, Education and Training, Australian Governemtn *National Review of Education for Aboriginal and Torres Strait Islander People (a discussion paper)*, Canberra: Australian Government Publishing Service, 1994 p.23.
- (9) Sekiya, C., *To What Extent Is Formal Schooling In Kenya Compatible With the Maintenance of Maasai Cultural Practices?*(MA dissertation in Institute of Education, University of London), 1997, p.94.
- (10) Harris, S., *Two-Way Aboriginal Schooling Education and Cultural Survival*, Canberra: Aboriginal Studies Press, 1990
- (11) Harris, S., 'Culture Boundaries, Culture Maintenance-in-Change, and Two-Way Aboriginal Schools' in *Curriculum Perspectives* 8(2), 1988, p.76.
- (12) Harris, S., *Two-Way Aboriginal Schooling Education and Cultural Survival*, Canberra: Aboriginal Studies Press, 1990

(13) Sekiya, C., *To What Extent Is Formal Schooling In Kenya Compatible With the Maintenance of Maasai Cultural Practices?*(MA dissertation in Institute of Education, University of London), 1997, p.94.

アボリジナルアートの都
—躍動するダーウィン—

フェリス女学院大学
田村加代

昨年の8月、初めてダーウィンを訪れた。ノーザンテリトリー大学（以下NTU）カジュアリナ・キャンパスで行われたアボリジナルアートの現在と今後を話し合う会議「カルチャ／ビジネス」に出席するためだった。そして、このオーストラリア大陸北端の小都市が現代アボリジナルアートの興隆において重要な役割を果たしていることを実感したのである。シドニーやメルボルンなど大陸南部の都市よりも地理的にも気候風土も東南アジアに近いダーウィンだが、アボリジナルアートの生産と普及の中継点として、僻地のコミュニティと大都市を結んで躍動している。広大なノーザンテリトリーには、アーネムランドの木皮画や大陸中央部のドット・ペインティング、すなわちいわゆる「伝統的」アボリジナルアートの生産の場が数多く存在する。大陸中央の町アリススプリングスは、その周辺部のコミュニティで制作された絵画や工芸品が集まるアボリジナルアート流通の拠点となっている。一方ノーザンテリトリーの行政の中心であり近代都市としての機能を備え、国際観光都市としても台頭してきたダーウィンでは、ノーザンテリトリー美術館やNTUの美術学部が、地域のアボリジナルアート制作、流通活動と連携してアボリジナルアートのオーストラリア内外への普及の原動力を生み出している。

前述の会議「カルチャ／ビジネス」はNTU美術学部の主催で昨年(1996年)8月15・16・17日の3日間にわたって開かれた。「カルチャ」kaltjaは、「クリオール」kriolと呼ばれるアボリジニ英語で「アボリジニの文化」を意味する。この会議は「先住民の芸術は文化なのか産業なのか」という問いかけに応じてアボリジナルアート関係者、すなわち主にコミュニティのアート・アドバイザー、美術館のキュレーター、文化人類学者、アボリジニのアーティストが集まり現状を報告し問題提起を行うという形をとったが、この年3月に発足したばかりのハワード保守連立政権によるATSIC (Aboriginal and Torres Strait Islander Commission) への助成予算削減に対する抗議の「行動集会」としての意味合いをも持った。会議は美術学部校舎横の屋外に椅子を並べて会場とし、70名ほどが参加して行われた。会期中は、会議出席者とは別にアリススプリングス周辺のコミュニティから招かれたアボリジニのアーティストが、会場に設けられた簡易な東屋で絵画の制作を行った〔写真1〕。

会議で話し合われた課題の中心は、アボリジナルアートの商業化に伴って生じるコピーライトの問題である。この問題をめぐる文化摩擦のメカニズムが指摘された。いうまでもなく現在オーストラリアの知的財産所有法は個人の権利を守る近代西洋の価値観に基づいて規定されている。「個人」としての芸術家が「創作」した作品の盗用を防ぐシステムは確立しているが、アボリジニの人々が親から子へと伝承する創世神話とその神話を物語るデザインの共同所有権を守るようにはできていない。また、既存の法律は作者の経済的利益の保護に焦点が置かれている。元来祖先の精霊や部族の聖地にまつわるアボリジナルアートに必要とされるのは倫理的な意味での保護である。80年代末以来、アボリジナルアートがTシャツなどのデザインに盗用されることで作者が受ける精神的打撃が問題とされるようになった。

会議での発言はアボリジナルアートを取り巻く厳しい現状を批判する意見が少なかつた。だが考えてみればアボリジナルアートがオーストラリア内外で注目されるようになって僅か20年余りである。アボリジニの人口がオーストラリア国民として数えられるようになったのが1967年。アボリジナルアート発展の経緯はアボリジニの土地権運動とそれに伴う文化復興の気運と並行する。オーストラリアの社会状況もダイナミックに変化しつつあり、アボリジナルアートは既存のシステムの妥当性を問い、少しづつ揺るがしてゆく力を着実に備えてきたと見ることもできよう。アボリジナルアートへの連邦政府の助成削減に関連して、アボリジニのキュレーター、ジョン・マundyン Djon Mundine 氏の言葉が印象に残っている。「オーストラリア人が海外へ行けばアボリジニの文化について訊かれる。しかし政府の助成はオペラやバレエの育成に向けられる。オーストラリアの文化とはいったい何だろうか。」

会議最終日は閉会の後、ファニー・ベイを臨む海辺に建つノーザンテリトリー美術館にバスや車で移動し、第13回「全国アボリジニ及びトレス海峡諸島民芸術賞」授賞式に臨席した。こちらも野外で、椰子の木の間に太平洋の彼方へ沈んでゆく夕日を借景に行われた。白いボディ・ペインティングをほどこしたアボリジニのダンサーが踊りながら受賞者に賞品を渡す。そのあともひとしきり踊りが披露され日が暮れたところで、138点におよぶ出品作品が展覧される会場が公開される。木皮画の中には縦の長さが3メートル以上の作品もあり、その大きな縦長のスペースに茶、白、黒、黄土色の天然顔料で精緻に描かれたクロス・ハッチング模様には息を呑むものがある。今年例年出品の多いアーネムランドや大陸中央部の作品に加えて大都市や地方の町のアボリジニの出品も増えたということだった。実際、展覧会場を埋めつくした多様なスタイル、色彩、テーマの絵画作品群及び立体作品は見る者を圧倒した。

一等賞に選ばれたのは大陸中央部のコミュニティ、ユトピア Utopia のキャスリー

ン・ペティアレ Kathleen Petyarre のアクリル画、「アナンケレ・カントリーの砂嵐Ⅱ」*Storm in Atnangkere Country II* という作品だった。大きな正方形のキャンバスには、「錆朱」とでもいうような微妙な色の地に白で細やかな点描がほどこされ、まるで粋な江戸小紋のような趣きに私は不思議な親近感を覚えた。正方形の画面の中心から四隅に向かって対角線状に点描の筋が描かれ、よく見れば一面の点描も中央から波紋のように同心円状に広がっている。92年に一等賞を獲得した同じユトピア出身の故エミリー・ケーム・ガレイ Emily Kame Kngarreye の作品は、シドニーやメルボルンの美術館や画廊そして海外の蒐集家の注目を集めた。テルストラ (Telstra) のスポンサーによるこの芸術賞をきっかけにオーストラリア内外の現代美術の世界に「アーティスト」としてデビューした一人として、アーネムランド出身のジンジャー・ライリー Ginger Riley の名も挙げられる。ライリーは、トーテムの海鷲や祖先にまつわる物語を色彩豊かな具象表現で描き、その「伝統的」なアボリジナルアートとも都市のアーティストの作品とも異なるスタイルが注目されている。

ノーザンテリトリー美術館は他の州都の美術館と比べ美術館としての規模は小さいが、アボリジナルアートの最新の動向をとらえ、全国で紹介している点で近年のアボリジナルアート発展への寄与は大きい。また、美術館の敷地内にノーザンテリトリー・クラフト・カウンシルの展示場もあり、ここではアボリジニのための高等専門学校、ヌンガリンヤ・カレッジ Nungalinga College の生徒が作った染物の作品の展示、販売が定期的に行われる。前述の「カルチャ／ビジネス」会議には、このカレッジでテキスタイル・アートを学ぶアボリジニの女性が何人も参加していた。

ヌンガリンヤ・カレッジはNTUから徒歩で10分ほどの、カジュアリナの住宅地にある〔写真2〕。1965年に、英国教会とユナイティング・チャーチが合同で、アボリジニを対象とする神学及びコミュニティ運営の教育訓練を行うセンターの設立を計画したのがヌンガリンヤ・カレッジの始まりである。70年にダーウィン北部の郊外カジュアリナに4haの土地を購入、73年に最初の教職員が選任された。翌74年のトレーシー台風で校舎は大破したが、教会関係者からの寄附金もありその後寄宿舍、食堂、図書室などの増設が行われ、93年までに現在の校舎群が完成した。2階建ての寄宿舍を除き校舎は平屋で、キャンパスの木々には野鳥が来る。94年にはカトリック教会も正式な共同運営団体として加わり、宗派を越えキリスト教教育に根ざした学校としてオーストラリア全土からの入学者を受け入れている。95年には最初のアボリジニの校長として、同校の卒業生でもあるワリ・フェジョ Wali Fejo 牧師が就任した。

この学校の特徴は、学校の運営にアボリジニーが直接携わってきたことだ。カリキュラムは理論よりも実践を重んじた内容になっている。これはアボリジニの伝統社会

における教育のあり方に倣ったということだ。また、規定のカリキュラムに縛られず、生徒の能力その他の事情に応じたプログラムを組むこともできる。専門課程には「神学」の他、既に各地域のコミュニティ指導者として活動している者を対象とした「コミュニティ運営」や、アボリジニ女性の精神的、経済的自立を狙いとする「二文化生活」、そして「テキスタイル・アート」があり、これらの専門科目を補佐する教養科目として読み書きと算数がある。また、アボリジニと接する機会の多い白人を対象に、異文化理解のための短期集中講座が設けられている。

テキスタイル・アート専攻の学生は、キャンパス内の工房でスクリーン・プリントやマーブリングなどの技法で染めた木綿や絹、ポリエステルなどの布製品を制作している。在校生及び卒業生が作った作品（テーブルクロス、スカーフ、グリーティングカードなど）は、「ダニリ・アート」Dunnilli Art という独自のブランドの製品として販売されている。この「ダニリ・アート」には、ワニやトカゲなどを図案化した柄を染めたアボリジナルアートらしい製品と、マーブリングの技法を用いた、見た目にアボリジナルアートらしくない製品がある。ヌンガリンヤ・カレジでは、これらを特に「アボリジナルアート」として宣伝、販売してはいない。しかし、一般に「アボリジナルアート」という言葉でくくられる概念が広がり続けているのも事実で、今や絵画や彫刻に限らず、工芸品、服飾デザインなども広い意味では「アボリジナルアート」と呼ばれ得るのである。

ちなみにカレジの教室の壁には、アボリジニの創世神話「ドリーミング」と聖書の教えをモチーフに布地を染めた作品が飾られていた。ドリーミングの概念とキリスト教の考え方がどのようにかみ合っているのか大いに興味はあったのだが、今回はそれを詳しく尋ねる機会がなかった。飾られていた作品からは、神の恵みにより万物が平和に共存する世界を表現していることは見てとれたが……。こうした作品は「産業」としての「アボリジナルアート」に取り込まれてゆくことはないだろうが、作品に託されたメッセージは、アボリジニに対するキリスト教宣教の弊害を辛辣に諷刺した都市のアーティスト、ゴードン・ベネット Gordon Bennett の作品などとは対をなすことになり、今日「アボリジナルアート」にはオーストラリアの歴史が複雑に内包されていることがわかる。

以上、私が昨年かいま見て来たダーウィンにおけるアボリジナルアート制作、普及の現場の様子をご紹介した。一地方都市に過ぎなかったダーウィンが、新興の商業都市、観光都市として発展してゆく過程で、オーストラリアの「文化」の担い手としての地歩をどのように固めてゆくか、そして「ダニリ・アート」がどのように発展してゆくのか楽しみである。

『オセアニア教育研究会』今年度活動報告

第54回 1996年12月7日

第1部 研究発表

【社会科教育におけるオーストラリア】

藤野 明彦（都立第五商業高等学校）

【オーストラリアにおける法学教育】

小川 富久（広島経済大学）

第2部 総会

第55回 1997年4月14日

【カリキュラム、教育行政面からの南オーストラリア教育】

ジム・デリット（南オーストラリア州教育庁副長官）

第56回 1997年6月24日

【オーストラリアにおける多文化教育の展開】

見世千賀子（筑波大学）

【メルボルンの私立学校を訪ねて】

高橋 通泰（お茶の水女子大学附属高等学校）

第57回 1997年9月30日

【最近のアボリジナル・アートについて】

田村 加代（フェリス女学院大学）

【オーストラリアの高等教育財政】

出相 泰裕（早稲田大学）

オセアニア教育研究会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会はオセアニア教育研究会 (Society for Oceanian Education Studies) と称する。
- 第 2 条 本会はオセアニアの教育に関し学術的に研究し、かつ教育現場の理解に努め、もって日本とオセアニア諸国の相互理解及び交流を深めることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
1. 総会及び研究会の開催
 2. 研究年報または会報の発行
 3. その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の目的に賛同し、オセアニアの教育に関心を持つ者をもって会員とする。
- 第 5 条 本会の会員になるためには入会申込書を提出しなければならない。
- 第 6 条 会員は会費を負担するものとし会費は年額3,000円 (学生2,000円) とする。
- 第 7 条 会員のうち3年間にわたって会費納入を怠ったものは、本会から除籍される。

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。
- 会長 1名 幹事 若干名 監査 2名 事務局長 1名
事務局員 若干名
- 第 9 条
- 1) 会長は総会にて選出し、本会を代表するものとする。
 - 2) 幹事は会員の互選により選出する。欠員が生じた場合、直ちに補充する。
 - 3) 監査は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 4) 事務局長は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 5) 役員任期は2年とし、重任を妨げない。
 - 6) 事務局員は、事務局長が委嘱する。

第 4 章 総会及び幹事会

第10条 総会は本会最高決議機関であって年1回これを開催し、重要事項を決定する。

第11条 幹事会は会長及び幹事によって構成し、本会の重要事項を審議する。

第 5 章 会計

第12条 本会の経費は会員の会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第 6 章 雑則

第14条 本会の事務局は、東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学文学部教育学科笹森研究室におく。

第15条 本会則の改正は総会の決議による。

第16条 本会を運営するのに必要な細則は幹事会が定め、総会に報告する。

附 則

本会の会則は、平成5年12月4日より施行する。

附 則

本会の会則は、平成6年12月3日より施行する。

附 則

本会の会則は、平成7年12月9日より施行する。

『オセアニア教育研究』編集規定

- (1) 名称：『オセアニア教育研究』(Journal of Oceanian Education Studies)とする。
- (2) 発行：原則として、年1回、毎年12月1日をもって発行する。
- (3) 編集内容：オセアニアの教育に関する研究論文、現場報告、書評等を掲載する。
- (4) 執筆要綱：

1. 原稿形式

- ・原稿はワープロまたはコンピュータで作成、印刷されたものとする。
- ・用紙はB5、縦置き横書きとし、枚数は、図表、注を含めて12枚以内とする。
- ・上部余白20ミリ、下部余白25ミリ、左余白25ミリ、右余白19ミリとする。右余白は揃える。
- ・フォントは明朝体、フォントサイズは10、行間隔は1.5とする。(フォントサイズを指定できない場合は、38字X33行、英文等は半角とする。)
- ・図表は張り付けてもよい。
- ・ページ番号は入れない。

2. 統一表記

- ・節の表記は、1、2、3、.....、小節の表記は、(1)(2)(3)....とする。
- ・注番号は上付き片かつこととする。
- ・邦文の論文名には「 」、書名・雑誌名には「 」を付ける。
- ・英文等の論文名には“ ”、書名・雑誌名はイタリックにする。(イタリックが不可能な場合は、下線を引く。)
- ・文献の表示は、次の通りとする。

著者	外国語著作で複数の場合はアルファベット順にする。
題名	論文の場合は論文名の後に雑誌名、巻号数を入れる。
出版社名	国外出版の場合は国名もしくは都市名も入れる。
出版年	報告書等の題名に年号がついていても出版年は必ず入れる。

3. 論文提出

- ・投稿希望は八月末日を締め切り、論文提出は十月末日を締め切りとする。
- ・投稿希望、論文提出先：
〒150 東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学笹森研究室気付
オセアニア教育研究会紀要編集委員会 (FAX 03-3409-1528)
- ・なお、原稿形式や表記が統一されていない原稿は再提出させていただくことがあります。次のページを参考にして原稿の作成をお願いいたします。

題名
—副題—

所属
氏名

はじめに

「はじめに」を入れる場合は節に入れない。同じく「おわりに」を使用する場合も題目に数字を入れない。題名、副題、初めには太文字にする。

1. 節の題目

(1) 小節の題目

節の題目は太文字にするが、小節は太文字にしない。なお、表や図を使用する場合は、以下のように表題、出典を明記する。

表1 州別学校数(1995年)

	初等教育	中等教育	高等教育
A州	200	100	20
B州	90	40	10

(出典: Ministry of Education. *Education in Country C*. 1993, p.16)

【注】

- 1) Leger, C., & Romano, J. P. "Bootstrap Adaptive Estimation: The Trimmed Mean Example." *The Canadian Journal of Statistics*, 18. 1990, p.299.
- 2) Barcan, Alan. *A History of Australian Education*. Melbourne: Oxford University Press, 1980.

【参考文献】

- U.S. Securities and Exchange Commission. *Annual Report of the Securities and Exchange Commission for the Fiscal Year*. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1983.
- Boyd, William Lowe, & Smart, Don, eds. *Educational Policy in Australia and America: Comparative Perspectives*. New York: Falmer Press, 1987.

「オセアニア教育研究」第4号

頒布価1、500円

1997年12月4日 印刷

1997年12月6日 発行

編集 オセアニア教育研究会紀要編集委員会

発行 オセアニア教育研究会

〒150 東京都渋谷区渋谷4-4-25

青山学院大学文学部笹森研究室気付

TEL 03-3409-8111

EX. 2519

FAX 03-3409-1528

E-mail:tsasa@cl.aoyama.ac.jp

郵便振替番号 0040-5-663139

JOURNAL OF OCEANIAN EDUCATION STUDIES

VOL.4

DECEMBER 1997

CONTENTS

Articles

Characteristics of Australian Educational Policies: Suggestions for Japan
.....Takeshi SASAMORI (1)

Japanese and Chinese Language Education in Australia
.....Yutaka SHIBATA (13)

**Maintenance of Cultural Practices and Schooling for Minorities:
The Examples of the Aborigines in Australia and the Maasai in Kenya**
..... Chinami UENO (21)

Report

Darwin: The Emerging Capital of Aboriginal Art
..... Kayo TAMURA (31)

Activity Reports (36)

Society Articles (37)

Publication Guidelines (39)

Society for Oceanian Education Studies